

*South China - Asia Business Report*Vol. 26  
October  
2013

# 華南・アジア

## ビジネスレポート

### CONTENTS

#### Briefs & Editorial

#### Topics

- 中越国境の現状と課題 ～ラオカイ・ルートの可能性～ …… 3
- 中国子会社の再編 ～事業譲渡と吸収合併の比較～ …… 7
- ASEAN シフトへと舵を切る日本企業 (3) …… 10  
～2013年2月アジアビジネスアンケートより～

#### Regional Business

- India** インドの税制 [45]  
移転価格税制 事前確認(APA)制度の現状 …… 15
- Vietnam**  
ベトナム子会社の設立前費用 …… 19
- China** 解説・中国ビジネス法務 [10]  
「外国人出入国管理条例」 …… 23
- China**  
「広東省工会経費の納付管理に関する暫定弁法」の解説 …… 25

#### Macro Economy

- アジア経済情報: アジア概況 …… 28

## Briefs

## Topics

中越国境の現状と課題 ～ラオカイ・ルートの可能性～

プラスワンの有力投資先として日系企業の注目が集まるGMS(大メコン経済圏)だが、課題の一つとなっているのが同地域と中国を結ぶ陸路物流環境の整備だ。本稿では中国とベトナムを跨ぐ3つの主要陸送ルートのひとつ、雲南省昆明市とベトナム・ハノイを結ぶ、通称「ラオカイ・ルート」の現状と今後の商業利用に向けた課題について、約700kmの実走結果とともに伝える。

中国-GMS間の陸路物流は、道路等インフラ整備の進展に従い一部で活用が始まっている。ただし、片荷問題によるコスト高や通関の利便性等がネックとなり、複数国を一息に越える本格的な商業利用には至っていないのが現状だ。ラオカイ・ルートについても、中国国内部分の道路整備はほぼ終わっているものの、ベトナム国内の道路は現在整備中の段階にあるなど、ハード・ソフト両面のインフラ整備状況において、現時点では中越間の差が大きく、両国の協力によるプロジェクトの推進が求められよう。

中国子会社の再編 ～事業譲渡と吸収合併の比較～

中国における現法数の増加、経営効率の引き上げ、FTAやプラスワンを踏まえたASEAN拠点との連携、税務メリットの追及など、さまざまな背景により、中国拠点の再編と香港現法の統括化を検討する企業が増えている。

他方、中国拠点の再編に当たり検討される「事業譲渡」と「吸収合併」は、それぞれ利点と留意点があり、企業の状況により最適な再編方法を十分に検討する必要がある。ここでは各々のメリット・デメリットを中心に、再編方法の概要を解説する。

ASEAN シフトへと舵を切る日本企業(3) ～2013年2月アジアビジネスアンケートより～

みずほ総合研究所が今年2月、日本企業約1,300社から回答を得たアジアビジネスアンケートの結果を3回に分けてお伝えするシリーズの最終回。今回調査では、海外展開における最有望先としてASEANが初めてトップになり、中国が2位に退いた。中国国内における生産コストの上昇や成長率の低下、また日中関係の悪化などが背景にあるとみられ、日本企業のASEANシフト傾向が明らかになったといえる。

第3回では、実際にASEANに拠点を置く日本企業の抱える課題や、国際ビジネスを展開する日本企業の今後の戦略について分析する。

## Regional Business


**インドの税制 [45] 移転価格税制 事前確認制度 (APA 制度)の現状**

移転価格にかかるリスクを未然に防止するための措置として、2012年7月に事前確認制度(Advance

Pricing Agreement Program=APA)が導入されてから1年余り。しかし、これまで140件以上あったAPA申請のうち、ほとんどが当事者一方と所在国当局とのみで行うユニラテラルAPAで、かつ当局との合意に至ったケースはないとされる。APAの概要を改めて紹介するとともに、足もとの動向と、改善点等について考察する。

## ★ ベトナム子会社の設立前費用

ベトナムへの進出に当たり懸念される、ベトナム子会社が負担した設立準備にかかる費用の損金算入や、外国契約者税の課税、親会社が負担した立替金の海外送金問題について解説する。実務上、適切な処理を怠ると、当該費用をベトナム子会社で損金算入できない、あるいは仕入付加価値税の控除ができない場合がある。さらに昨今、現地法人から親会社への立替金の海外返済送金が難しくなっている。スムーズな設立を実現するためにも、費用負担についてはベトナムの現状を踏まえ、事前に親会社と十分協議しておく必要がある。

## ★ 解説・中国ビジネス法務 [10] 「外国人出入国管理条例」

9月1日に施行された「外国人出入国管理条例」について概要を説明する。本条例により、従前のビザ区分が細分化・変更されたほか、実務上の取り扱いが一部不明瞭であったり、地域によりビザの取得・更新等に必要な期間が異なる等のケースがみられる。更なる細則の発表が待たれるとともに、企業は従業員のビザ取得・更新にあたり、十分な準備と時間的に余裕をもった対応が求められる。

## ★ 「広東省工会経費の納付管理に関する暫定弁法」の解説

広東省工会総会などが7月より施行した工会経費の納付管理に関する暫定弁法では、従前と異なり、工会や工会準備組織を設けていない企業でも工会設立準備金を徴収すると定められている。既に工会を設立済みの企業に大きな影響はないと見られるものの、工会経費の納付先の変更等もあるため、所在地の地方工会や税務部門による関連通達に留意されたい。

## Macro Economy

### アジア経済情報: アジア概況～景気拡大続くも、ペースは緩やかに～

2013年第2四半期のアジア経済は、成長率こそ上昇した国が目立ったものの、対中輸出の伸び悩みやQE3の縮小観測等を受け、全体に停滞した。13年後半は緩やかな回復傾向が続くとみられ、14年は先進国経済の持ち直しなどで輸出の加速が見込まれる。

以上から、13年の実質GDP成長率は、中国が+7.4%、NIEsが+2.3%、ASEAN5が+4.9%、インドが+4.5%、14年は、中国が+7.2%、NIEsが+3.0%、ASEAN5が+4.9%、インドが+4.7%と予測した。

## Editorial

2020年の東京五輪開催がついに決定しました。直前まで予断を許さない状況でしたが、久しぶりの明るいニュースに顔をほころばせた方も多かったのではないのでしょうか。

五輪開催を喜ぶ気持ちの一方で、気になったのは近隣の中国・アジア各国の反応です。特に中国や韓国とはここ1年、なかなか関係改善の兆しが見えず、ビジネスの現場に暗い影を落とし続けています。

日本政府観光局(JNTO)の統計によると、今年上半期の訪日外国人のうち、78%をアジアの国々の人が占めています。今後は東南アジアにおけるビザの緩和措置を追い風に、アジアからさらに多くの人々が日本を訪れることになるでしょう。一人の日本人として、五輪がスポーツの祭典にとどまらず、アジアの人々との理解と友好を深める、実り多き祭典となることを願ってやみません。

# Topics



## 中越国境の現状と課題 ～ラオカイ・ルートの可能性～

君和田 沙知 みずほ銀行 直投支援部

「チャイナ・プラスワン」の潮流とともに日系企業含め世界の注目がGMS(大メコン経済圏)に集まる中、中国に隣接するベトナムはチャイナ・プラスワンの最有力国の一つとして注目されている。他方、プラスワンを實踐するに当たり、コストや利便性の面でネックとなっているのが中国とベトナムを結ぶ物流ルートである。本稿では、中越両国を跨ぐ3つの主要陸送ルートのうち、中国雲南省昆明市とベトナム・ハノイを結ぶ、通称「ラオカイ・ルート」の現状と今後の商業利用に向けた課題について、約700kmの実走結果とともにお伝えする。

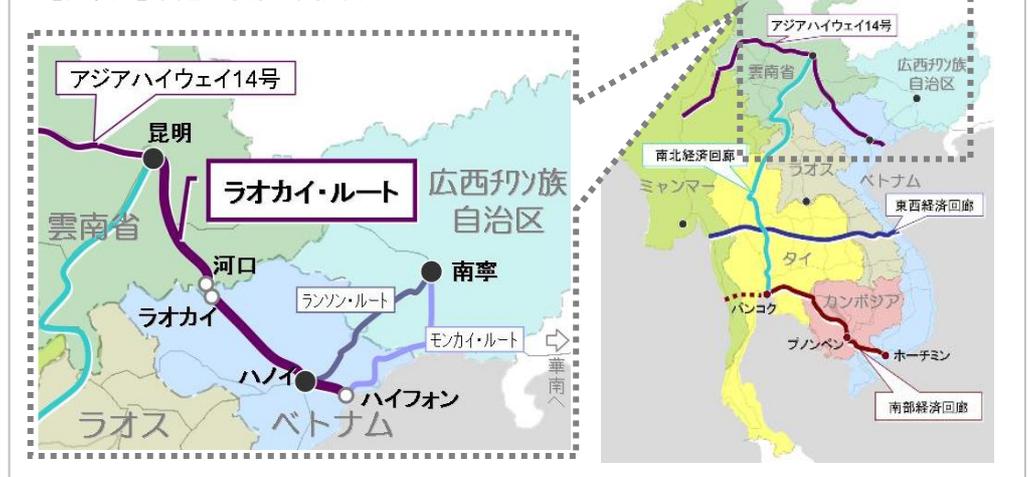
### 中越を結ぶ3つの陸送ルート

中国ーベトナム間は現状、広西チワン族自治区南寧市から国境の凭祥市/ベトナム・ランソンを経てハノイに至る、通称「ランソン・ルート」が主要陸送ルートとして利用されている。このほかに海沿いにある通称「モンカイ・ルート」<sup>1</sup>と、今回視察した雲南省昆明市～ハノイを結ぶラオカイ・ルートがあり、これら3つが中越を結ぶ主要陸送ルートとされている(図表1)。

ランソン・ルートについては既に日系物流企业による定期トラック便の運行も実現済みであるなど、経済回廊として一定の地位を確保している。他方、モンカイ・ルートはベトナム北部の主要港湾であ

るハイフォン市をかすめるものの、ベトナム側の一部道路が整備途上で、大型コンテナトラックの通行が困難であるなど、商業利用には難しい状況にある。こうした中、日本のODAなどにより道路整備を進め、アジア・ハイウェイ14号の東側区間の一部となる主要物流ルートとして目下、整備が進んでいるのが本稿でご紹介するラオカイ・ルートである。

【図表1】中越主要陸路物流ルートとGMS



<sup>1</sup> 広西チワン族自治区東興市/ベトナム・モンカイ市～ハノイまで

## ラオカイ・ルートの現状

今回の実走では、ハノイ中心部から中国との国境に隣接するラオカイまでの約300kmに約8時間を要した(休憩時間は除く)。ハノイ近郊は4車線道路(片側2車線)の高速道路も敷設されているが、中越国境に近づき山道になるに伴い、整備が十分でない道路が目立った。山間部では道幅の狭い片側1車線道となるのに加え曲線道路も多くなるため、一部区間については大型トラックがすれ違う際は徐行運転が必要となるなど、スムーズにスピードが出せない場面も多くあった。もともと、山間部の道路でも一定程度の舗装は施されており、一般的な利用であればそれほど不便があるようには感じられなかった。ただし、道幅の狭さや、土砂対策が不十分な点が見受けられるなど、事故や土砂崩れなどが発生した場合はただちに影響を受ける可能性が懸念された(図表2~4)。

他方、中越国境を越え、ベトナムとの国境に隣接する雲南省河口県から昆明市までの約400kmは約6時間で走破した(休憩時間は除く)。一部区間(雲南省開遠市-蒙自市間の約40km、13年秋に開通予定)を除き、片側2車線の高速道路が整備され、極めて快適に走行できた。

## ラオカイ・ルートの商業利用への課題

今般、当該陸路ルートの実走及び物流会社・当局等へのヒアリングを通じ、当該ルートの中越間の物流網として本格的に活用するには依然時間が必要であることを実感した。主な課題としては、①中越のインフラ事情の差、②国境越えにかかる手間(通関手続、車両の相互乗り入れ等)、③片荷問題——などが挙げられる。

一点目については上述の通り、中国側はほぼ高速道路が完成している一方、ベトナム側の道路について依然整備・改善が必要である。

また、二点目について、現状、中越間で車両の相互乗り入れはできず、国境にて積み替えが必要となる。この課題については、中越国境を越えての通行が可能なダブルナンバー車の導入について以前から両国間で検討されてはいるが、それが全面的に実現するまで当面は積み替えが必要という状況である。

三点目の片荷問題については、ハノイの日系物流業者等へのヒアリングによると、現状、中国からベトナム向けの物量に対し、ベトナムから中国向けの物量が極端に少ないため、物流業者として採算がとり難いという問題があるという。この問題は、今回視察したラオカイ・ルートに限らず、中越間の陸

【図表2】高速道路(ハノイ近郊)



【図表3】ハノイ～ラオカイルート



【図表4】ラオカイまであと1km



路国境物流全般について言えるようだ。海上輸送と比較した場合に、陸上輸送の方がリードタイムは3日程度短縮できるが、その分コストは海上輸送の1.5～2倍以上高くなり、割高感が否めない。結果、現状では陸上輸送が現地企業に積極的に利用されるには至っていないという。

さらにこの片荷問題は、中越の陸路国境物流の発展を考える上で、最も本質的な問題の一つとも言えるかもしれない。それは、同問題の解消にはベトナムから中国向けの物量の増加が不可欠であるという点で、その物流を生み出す土台となるべきサプライ・チェーンをベトナムに構築するという、ベトナムの今後の発展に向けた種々の課題と密接に関わってくるためである。

将来的に、日系製造業の進出増加によりベトナムにおける部品サプライヤーの層に厚みが出てくれば、このような製造拠点の集積、サプライヤーチェーン構築の進展に伴い、自ずとベトナムから中国向けの物量も増加し、物流業者や現地企業からみた当該陸運の採算性も改善される可能性がある。一方ヒアリングによると、日系企業にとって珠江デルタ地域に存在する厚いサプライ・チェーンは依然魅力的であり、同地域に進出しているOA機器セットメーカーなどは、同地域と東南アジアとでは現状明確な地域ごとの役割分担ができてしまっており、

あえて中越国境を越えての部材調達、生産体制の構築などは考えないという傾向もあるようだ。このような現状を踏まえると、片荷問題の解消には、道路事情や車両相互乗り入れ等、ハード面のインフラ整備・改善が必要であることは当然ながら、それと同時に、ベトナムにおける裾野産業の育成や、同地域進出企業による国際分業体制の構築が強く求められるだろう。

### 今後のインフラ整備計画に対する取り組み

今次視察において、現時点における中国側とベトナム側のインフラ整備状況の差が明らかとなったのは上述の通りだが、さらに特筆すべきは、今後の整備にかかる時間感覚という点でも両国の間に大きな差があるという点であろう。視察中、中国側では、中越国境に隣接する河口県で河口県招商局、さらに昆明市で雲南省招商合作局から、中越国境の物流環境の整備・改善に対する当局の考えを聞くことができた。いずれも、中国側が同省を東南アジアへのゲートウェイと位置づけ、国家レベルで国境付近を含む同省の物流環境、投資環境を急ピッチで整備・改善している様子が印象的であった。特に、先述の河口-昆明を結ぶ高速道路は一部区間を除いて開通済みであり、さらに河口の鉄道ターミナルも着工から3年間で完成する計画(14年10月完成予定)という(図表5～7)。他方、ベトナム側を

【図表5】鉄道ターミナル建設地(河口)



【図表6】貨物検査場(河口)



【図表7】高速道路(河口～昆明)



みると、ハノイ-ラオカイ間の高速道路が15年開通予定であるほか、敷設予定地の土地収用も途上であるなど、中国側と比べるとゆるやかなペースであるようだ。

現在進行中の中越国境を跨る物流環境の整備・改善に向けた複数のインフラプロジェクトの推進は、中越両国間の合意に基づくものであり、両国の協力関係なくしては成功し得ないものであろう。しかしながら、両国のインフラ整備状況、および今後の開発計画に進捗のギャップが存在する中では、中越連携に必要な整備を圧倒的な勢いで進める中国に対してベトナムがいかに対応できるかという両国間の関係に加え、その動きを周辺諸国や国際機関がいかに対応するか、という点の検討も陸路国境物流の発展に必要不可欠であると言えよう。

## 最後に

中越陸路の物流環境整備が今後進展し、日本を含む関係諸国の成長と発展に資するためには、道路整備などハード面のみならず、片荷問題に象徴される数々の課題—ベトナムにおけるサプライ・チェーンの構築、産業の集積等—の解決が不可欠である。その取り組みにあたっては、華南地域とアセアン諸国を一つの地域として捉えた、多角的、多面的な見方が今後一層求められるだろう。

ハード・ソフト両面のインフラ整備状況において、現時点では中越間の差が大きいのが、一方で、両国間の合意に基づく経済開発区の建設プロジェクトが既に進められているように、両国の結びつきは着実に発展していくことが期待できる。ラオカイ・ルートも、中越回廊の1ルートとして、今後、華南地域とアセ

アン諸国がいかに連携し発展していくかが如実に現れる地点であると言える。当該ルートの物流環境の進展が、現地に進出済み、あるいは進出を検討する日系企業へ与える影響も含め、引き続き動向を注視していく必要があるだろう。



## 中国子会社の再編 ～事業譲渡と吸収合併の比較～

ジェシー ダン みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

香港に拠点を持つ日系企業の間では、華南に有する来料工場の独資化を契機に、「親会社」としての香港社を活用し、中国本土にあるいくつかの拠点の管理を統一する動きが続いている。香港の税率の低さや、日本のタックスヘイブン税制の改正、香港・中国の租税条約のメリットを生かしつつ、中国・アジア拠点全体の運営における効率性を鑑みて、香港拠点を中心に中国、また ASEAN 各地を統括していこうという機運が高まっているためだ。

こうした組織再編の過程において、特に注意を要するのが中国拠点の再編である。中国では一口に再編といっても、事業譲渡、持株譲渡、吸収合併、撤退など、さまざまな再編方法が検討されるが、本稿では事業譲渡と吸収合併に焦点を絞り、概要と留意点を比較する。

### 中国現法再編の背景

日本本社の事業部が異なっていた、あるいは商品、取引先が異なるため、明確に区別する必要があった——などの理由で、中国へ進出した当初、目的別に複数の拠点を設立したという企業は多い。しかし、来料工場の現法化に伴い、中国国内現法の数が増えたのと同時に、冒頭で述べた税務上のメリットを勘案し、または今まで中国にあった各拠点の機能が近似しており経営効率が悪い、あるいは地理的な距離がそもそも近い、さらに設立はしたものの経営が芳しくない、労務費等の高騰で採算が合わない——等、さまざまな理由から再編を検討する企業が増えている。

昨今はさらに、FTA の進展による中国～ASEAN 市場の一体化やリスク分散の観点から、プラスワンを模索する動きが活発化している。こうしてビジネ

ス上のつながりは深いものの、法規制や発展度合いが異なる各国・地域に分散した拠点を、香港で統括することで、経営効率を高めようとする企業も増えつつある。

さて、かかる状況下、中国現地法人2社（例えばA社とB社）を1社（A社）に統合・再編するに当たってどのような方法があるのか、照会を受ける機会も増えており、基本的には、①「事業譲渡（B社の事業をA社へ）+B社の清算」、あるいは②「吸収合併（A+B→A'）」、という2つの選択肢がよく比較・検討される（次頁図表1、2）。それでは、それぞれのメリットとデメリットにはどのようなものがあるだろうか。

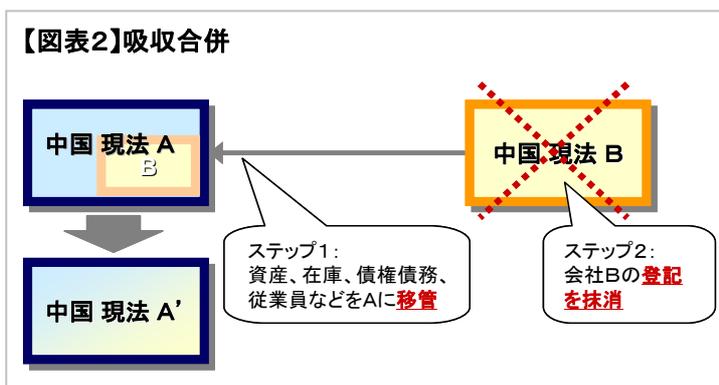
### 事業譲渡のメリット・デメリット

このうち①の事業譲渡のメリットは、2社間で固定資産や在庫の売買さえ終われば、A社が直ちに

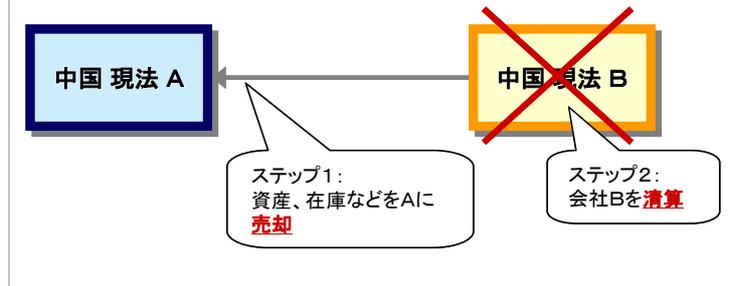
新事業(B社の事業)を行うことができるため、B社で行っていた事業を途切れさせることがない、すなわち運営上の影響が少なく済むことがある。

一方、デメリットとしては、2社間の売買に増徴税が発生する可能性があるほか、事業譲渡が終了したあとのB社の清算に、時間とコストがかかることだろう。というのは、閉鎖に伴う、商務部門、税務局、税関、工商局など各局への申請が複雑であるだけでなく、とくに税務局への申請の際に、清算会社、つまりB社の過去の税務状況が審査されるため、税金の漏れなどを指摘されるリスクがある上、その他税関、工商登記などのコンプライアンス上の問題が洗い出される可能性があるためだ。また清算の場合、B社の従業員をA社に移籍させるとしても、B社が存在しなくなることで、基本的に従業員への経済補償金の支払い義務が生じる。つまり、B社の従業員はA社での再就職が保証されたとしても、経済補償金の支払いを要求する権利がある。

なお、事業譲渡を受けた側、つまりA社の経営範囲が清算会社であるB社から引き継いだ業務を行うような内容になっていなければ、変更する必要があることにも留意されたい。



**【図表1】事業譲渡+清算**



### 吸収合併のメリット・デメリット

他方、②の吸収合併では、A社が存続会社としてB社を吸収して2つの会社を1つにするため、Aを存続会社とした場合、B社を吸収したA社は新たな資本金、固定資産、従業員数などの中身を持った新会社(A'社)となる。つまり、A社がB社の中身を吸収しても、①と違ってB社が清算されるわけではなく、B社の登記を抹消すればよい。ただしこの場合、吸収合併の手続き終了までの期間(一般的に4~6カ月)は、存続会社(A'社)は新たな事業(吸収したB社の事業)を開始できないというデメリットがある。

しかし、吸収合併の場合、一般的に税務リスクやその他の問題の洗い出しのリスクは清算より低いとされ、上記①で挙げたような税務・法務リスクは回避できるというメリットがある。また、消滅会社は実際A'社として存在し続けることとなるため、従業員

に経済補償金を支払わないで済むケースがほとんどだ。ただし①と同じく、存続会社(A'社)の経営範囲がB社の事業が遂行できるような内容になっているかどうかの確認が必要だ。

また、A社とB社の親会社が異なり、再編の一環として、吸収合併後のA'社の出資

者をA社かB社の親会社のどちらか一つにしたい場合、投資者変更を申請する必要があるが、この場合、中国では持株譲渡となり、源泉税が発生する可能性があるため、留意されたい。

### 企業の傾向と留意点

実際、事業譲渡が適切なのか、吸収合併が適切なのかは、企業の状況によって異なる。一般的には、B社の資産や規模が大きくなければ、また直ちに新事業を開始する必要があるれば、事業譲渡を選択する会社が少ない。一方で、B社の債権・債務が大きく、さまざまな問題を抱えている場合、清算に当たって大きな税務・法務リスクとコストを伴う可能性があるため、吸収合併が選ばれるケースが多い。

さらに、吸収合併はメリットが大きいように見えるものの、中国では地域または受理の窓口によって認識、対応が異なることがままあり、上述したメリットが享受できるかどうかは、あくまでケースバイケースと言える。

中国拠点の再編を実施する際には、事前に入念な調査を行うなど各拠点の現状を踏まえ、それぞれの方法のメリットとデメリットをよく検証するとともに、自社に合った再編方法について税理士や弁護士などの専門家に相談し、さらに中国の地元当局へ事前の確認をするなど十分な準備をした上で、はじめて実行することをお勧めする。



## ASEAN シフトへと舵を切る日本企業(3)

～2013年2月アジアビジネスアンケートより～

酒向 浩二 みずほ総合研究所 アジア調査部

みずほ総合研究所では1999年度以降、会員企業を対象として、「アジアビジネスに関するアンケート調査」を毎年度実施している。本稿は2012年度調査結果(13年2月実施、資本金1,000万円以上の日本国内の製造業企業4,699社中、1,303社からの有効回答)を前回11年度調査と比較したうえでまとめたものである。最終回となる第3回では、ASEANに拠点を置く日本企業(229社)の現状、また今後の国際ビジネスにかかる見通しについてお伝えする。

### 1. ASEAN 拠点の現状と今後の取り組み

#### (1) ASEAN で最重視する拠点はタイが過半

ASEANに拠点を設置している企業に、域内<sup>1</sup>で最も重視している拠点を聞いたところ、タイが58.5%で最も高く、インドネシアが13.1%、ベトナムが12.2%で続いた(図表1)。タイ洪水直後の実施となった前回は、代替生産先としてベトナムの重要度が一時

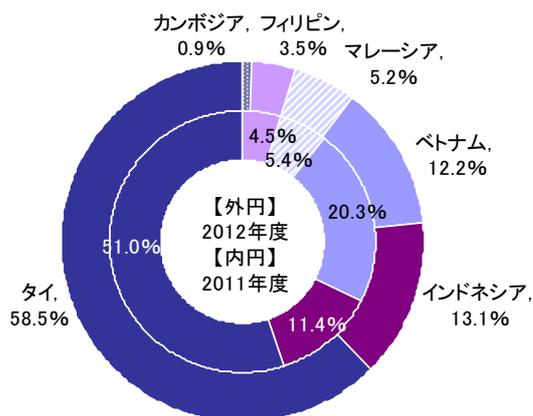
的に高まっていたが、洪水終息後の今回調査では、インフラ整備と産業集積が比較的進んだタイがASEANの生産拠点の中核として再評価された可能性がありそうだ。

#### (2) コスト上昇への対応

中国と同様に、ASEAN 各国においても主要な生産要素である労働コストは上昇しており、特に本アンケートで重視するという回答率が高かったタイ、インドネシアでは法定賃金が12年春～13年初にかけて前年比約4割、ベトナムでも2割弱引き上げられたことに加え、日本企業などの外資系企業の進出が続いて労働需給が引き締まっていることが影響していると考えられる。

そこで進出企業に対して「生産コスト上昇の対応策」について6項目から選択式で回答を求めたところ、「製品の高出加価値化」が34.1%(前回比+4.4%ポイント)、「機械設備の導入」が28.8%(同+4.0%ポイント)で上位と(次頁図表2)、生産性向上により生産コスト増の吸収を図ろうとしている日本企業が多いようである。さらに、回答率は低いもの

図表1 ASEANで最重視する拠点



(注)11年度はCLMの回答はなく、12年度はラオス、ミャンマーの回答はなかった。  
(資料)みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」、以下同。

<sup>1</sup> ASEAN5(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)とCLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)の8カ国。

の「ASEAN 域内の他の地域・第三国への移転を実施・検討」が 3.3%ポイント上昇しており、ASEAN のなかでも相対的に賃金の低い CLM などへの移転を検討する企業も、一部に出てきていると考えられる。

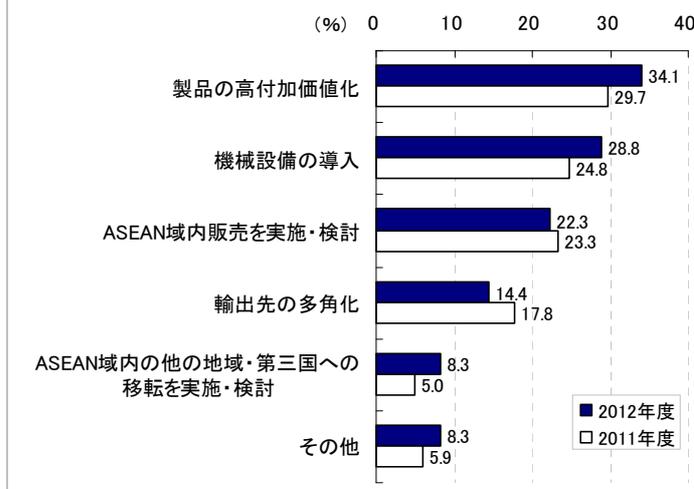
### (3) ASEAN における市場開拓のターゲットは広範な国に分散

また、今後2～3年、市場開拓を強化する地域を ASEAN5+CLM の8カ国から選択を求めたところ、インドネシアが 37.1%で最も高く、タイが 35.4%、ベトナムが 25.8%、マレーシアが 15.3%で続いた(図表3)。

前回と比較すると、インドネシアの回答率が低下した一方で、タイ、ベトナム、フィリピンが上昇しており、市場開拓のターゲットが広範な国に広がってきている。特にフィリピンは 12 年の成長率が+6.6%とインドネシアの+6.2%を上回って ASEAN 域内最高となったことで日本企業の注目度が高まったといえるだろう。

さらに 11 年4月の民政移管以降、経済開放が急ピッチで進みつつあるミャンマーの回答率が 7.4%

図表2 ASEAN における生産コスト上昇の対応策(複数回答)

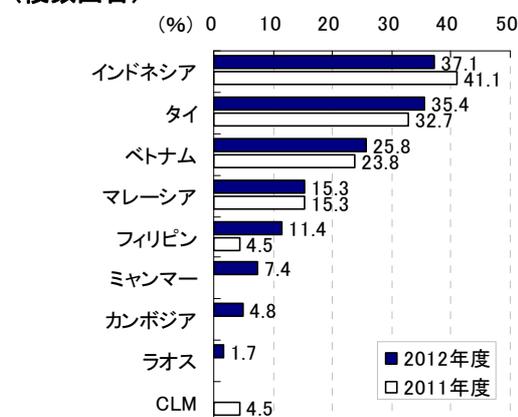


となり、低コスト生産拠点に加え、新たな成長市場としても注目され始めている。

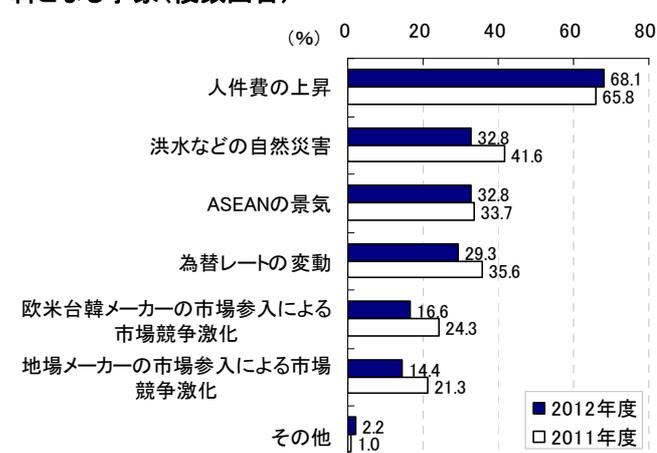
### (4) ASEAN ビジネス上の懸念は、「人件費の上昇」が約7割

さらに、今後2～3年の間に ASEAN ビジネス上の懸念材料となる事象では、「人件費の上昇」が 68.1%で1位、「洪水などの自然災害」「ASEAN の景気」の回答率はともに 32.8%で2位となった(図表4)。前回と比較すると、タイ洪水の終息もあって「洪水などの自然災害」は低下したが、「人件費の上昇」が上昇しており、労働コスト増への懸念が強まっている。

図表3 今後2～3年、市場開拓を強化する地域(複数回答)



図表4 今後2～3年の間に ASEAN ビジネス上の懸念材料となる事象(複数回答)



現時点では、生産性の向上を図ることで労働コスト増の吸収を図ろうとしている日本企業が多い(前掲図表2)が、今後、コスト増を吸収しきれない労働集約的な業種・工程においては、相対的に労賃の低い CLM などへの移転を検討するケースが徐々に増えると予想される。

## 2. 国際ビジネスを展開する上での注力地域

### (1) 中国を抑えて ASEAN が首位に

日本企業の国際ビジネスにおけるアジアの位置づけを概観するために、アンケートに回答した全企業を対象に「今後、最も力を入れていく予定の国・地域」を質問したところ、ASEAN、中国、NIES、米国、インド、欧州、中南米の順となった(図表5)。

前回調査と比べると、中国の回答率が 10.8%ポイント低下した一方で、ASEANの回答率が 7.5%ポイント上昇して順位が逆転した。またNIESの回答率は上昇したが、インドの回答率は低下し、米国<sup>2</sup>と順位が逆転した。日本企業が中国からASEANに海外事業展開の矛先をシフトし、所得水準の高いNIESへの関心も高める一方で、景気減速が続くインドへの期待はやや低下しているようだ。

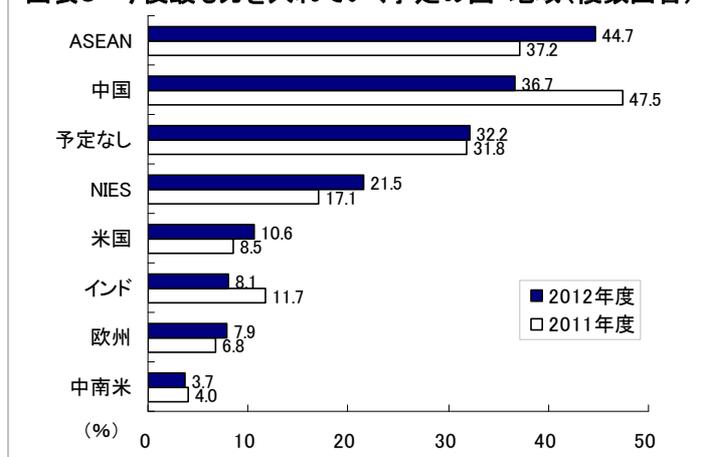
### (2) アジア重視の理由は「市場拡大」、ASEAN では「投資分散先」、中国では「調達先」も評価

図表5で上位となった中国・ASEAN の注力理由をみると、いずれも「現地市場の拡大動向」が1位となった。

まず ASEAN では、「現地市場の拡大動向」の回

<sup>2</sup> 住宅市場の底打ちやシェール革命に伴うエネルギーコストの低下などによって、景気回復が見込まれる。

図表5 今後最も力を入れていく予定の国・地域(複数回答)



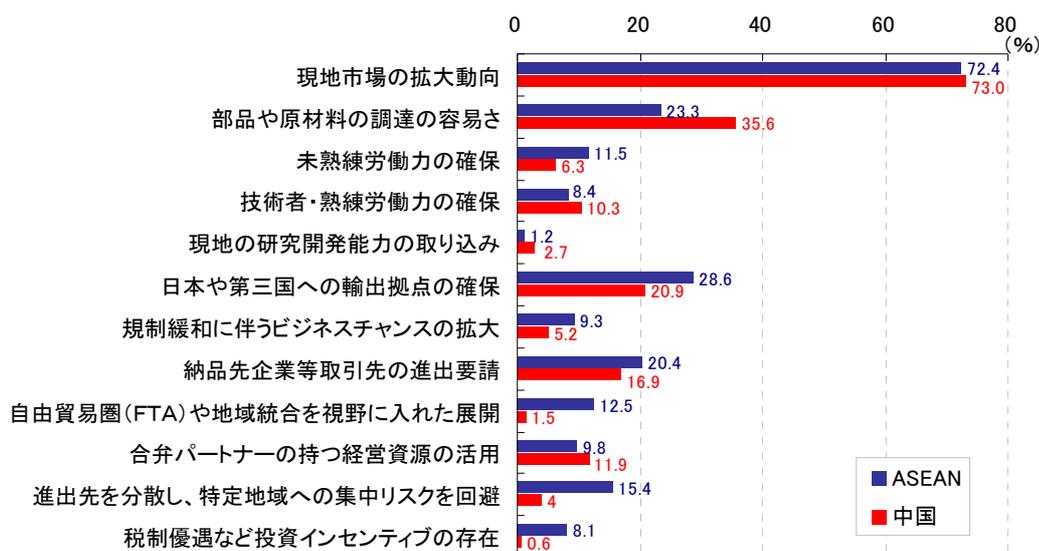
答率が 72.4%で1位となり、「日本や第三国への輸出拠点の確保」、「部材や原材料の調達の容易さ」が続いた(次頁図表6)。前回調査と比較すると、「現地市場の拡大動向」のほか、「進出先を分散し、特定地域への集中リスクを回避」の回答率も若干ながら上昇しており、消費市場としての ASEAN への期待が高まり、加えて中国への集中投資の分散先としても選好されている様子がうかがえる。

中国では、1位の「現地市場の拡大動向」の回答率は 73.0%で、「部品や原材料の調達の容易さ」、「日本や第三国への輸出拠点の確保」が続いた。前回と比べ、「現地市場の拡大動向」は 4.3%ポイント低下した一方で、「部品や原材料の調達の容易さ」は 2.6%ポイント上昇、「日本や第三国への輸出拠点の確保」では 3.0%ポイント上昇しており、市場としての期待は頭打ちとなってきているものの、サポートインダストリーの充実度や輸出拠点としての重要性は高く評価されている様子がうかがえた。

### (3) ASEAN を最重視する業種数が、中国を最重視する業種数を上回る

「今後最も注力する予定の地域」を業種別にみると、中国を最注力するのは 10 業種中2業種にとど

図表6 今後最も力を入れていく判断材料(複数回答)



(注)回答企業数は ASEAN583 社、中国 478 社

図表7 業種別・企業規模別にみた「今後最も力を入れていく予定の地域」(複数回答)

(単位: %、社)

	中国	ASEAN	NIES	インド
化学	49.0	51.0	33.3	17.7
前年比	-21.4	7.8	9.8	-0.8
精密機械	58.3	58.3	36.1	16.7
前年比	-16.0	21.2	16.1	-11.9
繊維	46.0	40.0	12.0	2.0
前年比	-12.7	5.2	-3.2	-0.2
一般機械	47.2	59.1	30.6	13.5
前年比	-8.5	10.6	0.7	-6.3
電気機械	41.0	47.8	28.4	10.4
前年比	-16.0	8.1	7.9	-0.2
非鉄	25.9	40.7	14.8	3.7
前年比	-10.0	2.2	-0.6	-11.7
鉄鋼	25.6	46.5	16.3	14.0
前年比	-10.1	8.4	9.2	-7.4
輸送機械	37.8	51.1	15.6	11.1
前年比	-7.9	-11.9	6.9	-17.2
食料品	31.7	35.4	18.9	3.7
前年比	-11.7	14.0	8.6	0.9
金属製品	30.9	42.6	13.0	7.4
前年比	-8.6	1.1	-2.6	-6.9

(注)業種のなかで最大の回答率があつた部分を網掛。

まり、加えて回答率は全業種で低下している。一方で ASEAN は、9業種が最注力するという結果となり、回答率も輸送機械を除く業種で上昇した(図表7)。

前回調査では、10 業種中6業種において中国が1位を占め、ASEAN を1位としたのは4業種にとどまっていたことを勘案すると、日本企業が

ASEAN シフトへと舵を切り始めている傾向が明らかになっている。

また、NIES の回答率も7業種で上昇した。日本企業は、所得水準が高いうえにインフラが整っており、サムスン電子、LG 電子、現代自動車、鴻海精密工業などに代表されるグローバル企業が育っている NIES も重視しているようである。一方でインドの回答率は9業種で低下しており、インド市場開拓には慎重になっているようだ。

#### (4)時系列では中国から ASEAN に事業展開の矛先がシフト

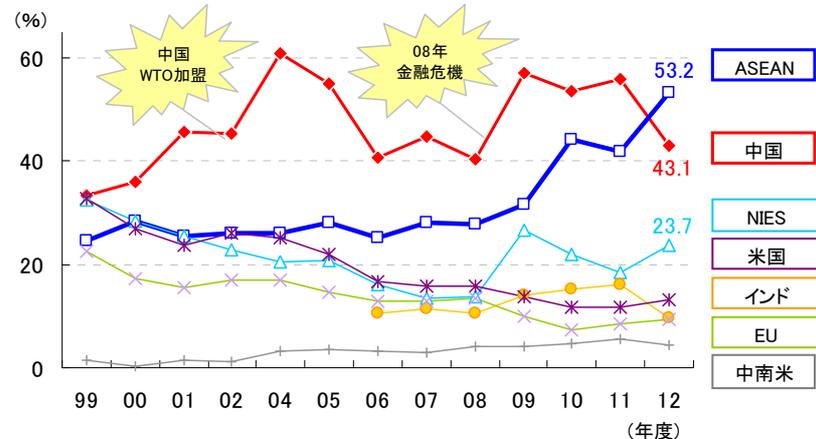
「今後最も力を入れていく予定の地域」を時系列でみると、第1回調査(1999 年度)から一貫してトップであった中国が、ASEAN にその座を初めて明け渡したことは特筆される(次頁図表8)。今後 10 数年程度で人口がピークを迎える中国とは対照的に、ASEAN では人口増が続く国が多いことから市場拡大が期待でき、ASEAN 経済共同体が設立される15年には原則として ASEAN 域内の関税が撤廃される

など市場統合が進むことも、投資先としての魅力を高めると考えられる。

NIESは、中国・ASEANと比べて市場規模は小さいが、先進国レベルに達した所得水準の高さとインフラの利便性、グローバルプレイヤーに育った地場企業を対象とするB to B市場での商機拡大といった点が再評価され、重要性は持ち直している。一方で、インドについては、現段階においては重要性が低下しているようである。

日本企業のアジア戦略は、これまでは経済規模および成長率で図抜けた存在の中国を中心とするものだったといえよう。2012年度は、中国の生産コスト上昇、景気減速、日中関係の緊張といった悪条件が重なり、日本企業は相対的に優位なASEANシフトへと舵を切り出したとみられ、当面の事業展開の方向性は、ASEANに向かうことになりそうだ。

図表8 日本企業の「今後最も力を入れていく予定の地域」のトレンド(複数回答)

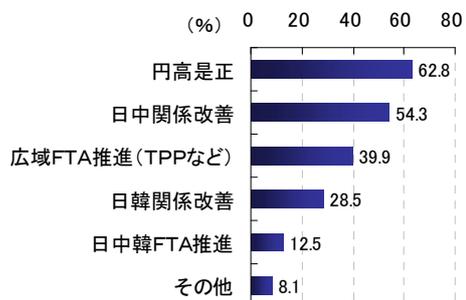


(注)1.インドは06年調査よりアンケート質問対象に加えたため、05年以前のデータはない。  
2. 時系列データの扱いについては第1回(本誌第24号掲載)の脚注3参照。

### 3. アジアビジネスに関する日本の新政権への期待

最後に、アジアビジネスに関する日本の新政権への期待としては、円高是正、日中関係改善、広域FTA推進(TPPなど)が上位回答となった(図表9)。12年末に新政権が発足後、日本企業の最大の懸念であった円高は大幅に是正され、広域FTA推進の道筋も整うなど、日本企業の要望に応じているといえるが、日中関係に関しては、大幅な改善には至っていない。日本企業はASEAN事業を強化してリスク分散を図る一方で、中国事業の回復のために日中関係改善を切に望んでいるといえよう。

図表9 日本企業の「新政権に期待する政策」



【編注】本稿は、酒向浩二「中国からASEANへのシフトに舵を切り出す日本企業～2013年2月アジアビジネスアンケート調査結果」(みずほ総合研究所『みずほりポート』2013年5月14日)の抜粋・転載です。



## 【India】インドの税制 第45回

# 移転価格税制

## 事前確認制度(APA 制度)の現状

空谷 泰典 KPMG インド

### 1. はじめに

インドにおける移転価格税制の運用は年々、厳しさを増しており、移転価格税制による更正を受けた場合、莫大な追徴課税額が求められ、企業運営に多大な影響を与えるリスクがあるのは周知の通りである。さらに、税務当局と国外関連取引にかかる移転価格算定方法について争うことになると、決着までに相当の時間とコストが見込まれる。

納税者がこのような移転価格にかかるリスクを未然に防止するための措置として、2012年7月1日に事前確認制度(Advance Pricing Agreement Program、以下「APA」)が導入された。APAは国外関連者との取引価格の算定方法について税務当局から事前に合意を得る制度で、合意された移転価格算定方法に基づく納税を実施する限り、移転価格課税が行われることはない。

本稿では、APAの概要を解説するとともに、APA導入後、過去1年の動向について解説する<sup>1</sup>。

### 2. APAの概要

以下、APAの概要について、箇条書きにする。

- 「ユニラテラルAPA(一国内APA)」すなわ

ち国際取引当事者一方とその所在する国の当局とのみで行うAPA、「バイラテラルAPA(二国間APA)」、「マルチラテラルAPA(多国間APA)」すなわち当事者双方がそれぞれの所在地国の当局とで行うAPA、いずれも適用可能である。

- APAの対象期間は最大5年間であり、更新も認められる。
- APAの申請を検討する者は、ユニラテラルAPAの場合、申請書「3CEC」を国税庁国際税務担当長官(Director General of Income-tax、以下「DGIT」)へ、バイラテラルAPAおよびマルチラテラルAPAの場合は中央政府に権限を与えられた当局へ提出することにより事前相談を行うことが可能である。
- APA申請は、申請書「3CED」を提出するとともに、申請費用を支払うことにより行う。費用は以下のとおりである。

APA対象となる国際取引の金額	金額(INR)
10億INRを超えない金額	100万
20億INRを超えない金額	150万
20億INRを超過する金額	200万

(注)INR=インドルピー

<sup>1</sup> インドにおけるAPA制度導入の経緯や特徴については、本誌第16号(2012年10月号)を参照されたい。

- APA 申請期限:既に開始されておりかつ継続的に行われる国際取引に関しては、APA 対象年度の最初の事業年度開始前日までに行う。それ以外の取引(すなわち新規の取引)に関しては取引開始日までに申請を行う必要がある。
- APA の適用期間:申請者は DGIT に対して「3CEF」という年次報告書を提出する必要がある。提出期限は法人税確定申告書提出期限日(毎年11月末日)から30日以内、もしくはAPAが合意、適用されてから90日以内のいずれか遅い日までとなっている。
- 税務当局の移転価格担当官は、APA 適用年度中、年次で申請者の法令順守状況およびAPAの前提となった「重要な前提」に変更がないかどうか等を確認するための調査を行う。調査終了期限は年次報告書が提出された月末より6カ月以内となっている。その一方で、APA 対象取引に関しては通常の移転価格調査は実施されない。

### 3. APA のプロセス

APA のプロセスは以下の5つのフェーズがある。

フェーズ1: Pre-filing Application/ Consultation

フェーズ2: APA Application

フェーズ3: Evaluation and Negotiation Stage

フェーズ4: Finalization of APA

フェーズ5: Post APA Requirements

フェーズ1のPre-filing Application/ Consultationでは、上記のAPA申請費用は発生せず、匿名での事前相談が可能である。この段階で、税務当局の感触をつかみ、フェーズ2のAPA申請を実施するか判断できる仕組みとなっている。APA申請後は、フェーズ4のAPA合意を目指して税務当局と協議を重ねていく。合意後、APA適用期間中については、年次報告書の提出が求められる。

### 4. APA の動向

移転価格は国際間取引の問題であるため、関与する税務当局も2カ国(あるいはそれ以上)となる。移転価格リスクを完全に排除するためには、関与するすべての税務当局からAPA(バイラテラルAPAまたはマルチラテラルAPA)を取得することが理想的であるが、これらの場合、インドのみならず取引相手国の税務当局との合意も求められるため、ユニラテラルAPAと比較すると合意までに時間が掛かる。インドでは12年7月1日にAPA制度が導入されてまだ日が浅く、将来的にはバイラテラルAPAまたはマルチラテラルを目指すものの、その合意までの時間を考慮して、まずはインドでの移転価格リスクを排除するためユニラテラルAPAの申請を実施する傾向にある。13年3月31日時点で、上記フェーズ2のAPA申請が146件あり、そのほとんどがユニラテラルAPAであったとされている。

上記のように12年7月1日にAPA制度が導入されたが、導入初年度ということと申請の準備等で時間を費やしているため、本稿執筆の13年8月末時点では、上記フェーズ4のAPA合意まで至っているケースは無いとされている。これは税務

当局が非協力的であることを示唆している状況ではなく、むしろ本制度で事前合意することにより税務当局自身も将来の税務調査等に掛かる時間と費用を節約できるため、税務当局は協力的に関わっている。

## 5. APA の改善が待たれる点

現状、以下3点が APA に明確に規定されていないことが、改善が待たれる点として取り上げられている。これらは、インド日本商工会からインド政府(窓口: 商工省)に対して今年3月6日に提出された「2013 年 インド政府に対する建議書」にも含まれている。

- 遡及効果 (Roll Back)

他国の例として、APA において合意された移転価格算定方法が、APA 対象期間以前の事業年度においても合理的に認められる場合には、その合意内容を過年度に対して遡及的に適用することが認められ、APA 取得により過年度に関する移転価格問題の同時解決が可能とできるケースがある。

インド APA においても、遡及効果があると明記されれば、APA 取得により過年度に関する移転価格問題の同時解決の可能性も出てくるため、APA 取得の動機付けになる。逆に明記されていないことで、上記 APA 取得のメリットが薄れ、APA 取得に消極的になることが懸念される。

- 情報遮断 (Firewall)

APA 取得手続中には、さまざまな情報(分析情報も含む)の提出が予測されるが、それらの情報が APA 担当官のみならず、他の税務担当官に共

有される可能性がある。

APA 取得のためのみに提出した情報が他の税務担当官に共有されることにより、係争中の税務訴訟に不利な情報を提供する、もしくは、税務調査を誘発するリスクが発生する。

情報遮断があると明記されれば、APA 取得手続中の上記リスクが軽減できるため、APA 取得の動機付けになる。逆に明記されていないことで、上記リスクを恐れ、APA 取得に消極的になることが懸念される。

- 手続期限 (Timeline)

APA 取得手続きにおいて、手続期限の定めが無ければ、APA 取得の可否判明時期が読めないというリスクが発生する。手続期限があると明記されれば、APA 合意手続中の上記リスクが軽減できるため、APA 合意の動機付けになる。逆に明記されていないことで、上記リスクを恐れ、APA 取得に消極的になることが懸念される。

## 6. おわりに

インドでは税務調査・訴訟に長期間を要することが多く、移転価格税制に関する税務訴訟についても各州の税務裁判所 (Income Tax Appellate Tribunal - ITAT) で決着する場合でも3年程度、高等裁判所 (High Court) 以上の案件では10年以上の期間を要することも珍しくなく、弁護士や税務専門家への報酬等のコストも含め、企業にとって重い負担となっている。

APA 制度の導入は、改善が待たれる点があるものの、インドでビジネスを行う企業にとって重荷となっている移転価格の税務訴訟リスクを軽減す

る非常に肯定的なステップであるとともに、バイラテラル APA、マルチラテラル APA の導入により、インド国内におけるリスク回避に加え、国際的  
二重課税リスクの回避が可能になることが期待されるため、引き続き注目していきたい。

※次回は第 28 号に掲載します。

**空谷 泰典**  
(そらたに たいすけ)

KPMG インド  
(ムンバイ)  
マネジャー  
米国公認会計士



2002 年 1 月に朝日監査法人(現あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、製薬会社等の会計監査及びデューデリジェンス業務に従事。08 年 7 月より、タイにおける日系企業をサポートするためにバンコク事務所に駐在。12 年 1 月より、日系企業のサポート体制の確立のため、あずさ監査法人より KPMG ムンバイ事務所に赴任。



【Vietnam】

## ベトナム子会社の設立前費用

實原 享之 I-GLOCAL CO., LTD.

### はじめに

ベトナム進出時に必ず発生するベトナム子会社設立前費用の処理について、よく質問を受ける。ベトナム子会社が設立されるまでは、親会社がベトナム子会社の設立準備に要する諸費用を支払わざるをえない。現地の調査費用、投資許可書取得にかかる費用等の設立費用がベトナム子会社で負担される場合、当該費用は、ベトナム子会社の設立に関する費用として法人税上損金算入し、支払った付加価値税は控除されるべきである。

ところが会計上適切な処理を怠ると、当該費用をベトナム子会社で法人税上損金算入できない、あるいは仕入付加価値税の控除ができない場合がある。また、当該費用が役務提供に係るものである場合、外国契約者税が課されることを知らず、税務調査で未納付が発覚する事例も頻出している。また昨今、現地法人から親会社への立替金の海外返済送金が一時的に難しくなっており、親会社立替金の返済送金は、頻繁に相談を受ける関心事になっている。

本稿では、ベトナム子会社設立前費用の親会社立替金にかかる問題、およびその打開策を解説する。

### 設立前に親会社が立て替える費用例および実務上の問題例

親会社がベトナム子会社の代わりに立て替えることが多い費用の例として、以下のようなものがある。

- 現地調査費
- 事務所や土地リースの保証金
- 事務所賃料、土地リース料
- 会社設立代行報酬
- 会社設立活動に要した交通費、宿泊代および食事代
- 投資許可書が発行されるまでのその他経費

ベトナム子会社の設立に関する上記の費用について、日本親会社あるいはベトナム子会社のどちらが負担するかは各企業の方針次第だが、ベトナム子会社が負担する場合に、当該立替金について、以下のような問題が実務上よく議論される。

- ◆ ベトナム子会社において仕入付加価値税を控除できない
- ◆ ベトナム子会社において法人税上、損金算入できない

- ◆ 外国契約者税を未納付だった
- ◆ 親会社に立替金を海外返済送金できない

### **仕入付加価値税の税額控除**

仕入付加価値税を税額控除するためには以下の2条件を満たす必要がある<sup>1</sup>。

- (1) 購入した物品やサービスの公式インボイス(ベトナム子会社の会社名、住所、税コード等が明記されているもの)を提出できること
- (2) 購入した物品やサービスの銀行送金証明書を提出できること。ただし1回あたりの購入物品やサービスの総額(VAT込)が2,000万ドン未満の場合は銀行送金証明書の提出の必要なし<sup>2</sup>

子会社設立費用については、通常、公式インボイスの宛先が親会社となるため、(1)の要件を満たさないことになるが、12年3月発効の通達により、公式インボイスの宛先が親会社(親会社の委任状がある場合、親会社以外の法人あるいは個人でも可能)であっても仕入税額控除ができることが明らかになった<sup>3</sup>。また、上記(2)のとおり、2,000万ドン以上の支払いの場合、ベトナム子会社から日本親会社への銀行送金証明書も仕入税額控除の要件となる。したがって、仕入付加価値税の税額控除のために子会社設立後、以前行っ

ていたような公式インボイスの宛先修正手続きは不要となったが、親会社への返済送金が難しい(詳細後述)昨今、銀行送金証明書の入手が難しいため、依然仕入付加価値税の税額控除は難しいといえよう。

### **法人税上の損金算入要件**

上述した設立にかかる費用は法人税法上、企業の通常の生産・経営活動に直接関連する費用であり、親会社との費用立替合意書および適切な領収書が入手できれば損金算入が可能である<sup>4</sup>。日本語で発行された領収書については、ベトナム語への翻訳が必要である。日本で発行される領収書は通常、ベトナムの公式インボイスに含まれるような情報が十分に含まれていないため、税務調査でその損金性について問題視されることが多い。日本では通常記載しない、納税者のタックスコードを入れることを税務調査で求められる事例も出ている。したがって当該費用を損金算入するためには、ベトナム語訳された関連契約書等、当該費用が子会社の設立に直接関連する費用であることを、当局に説得できる十分な資料を事前に準備しておく必要がある。ベトナム現地法人宛での領収書の場合には、日本で発行される領収書上にも、タックスコードを入れることをお勧めする。

また、ベトナム現地法人設立前に発生する費用を、実務上、ベトナム現地法人の設立後、ベトナム現地法人が親会社に親会社支払い分を返金し、残額については直接サプライヤーへ支払うことが多い。この場合の費用をベトナム現地法人が損金算入するためには、上記の立替合意書およ

<sup>1</sup> 通達第06/2012/TT-BTC第15条

<sup>2</sup> ただし、同日内で同一の取引先と2,000万ドン未満の取引を複数回行った場合に、その日の当該取引先との取引合計額が2,000万ドン以上になる場合には、銀行送金証明書が必要となる(通達第06/2012/TT-BTC第15条第2項e)

<sup>3</sup> 通達第06/2012/TT-BTC第14条第11項b

<sup>4</sup> 通達第123/2012/TT-BTC第6条第1項

び適切な領収書に加えて、親会社、サプライヤーおよびベトナム現地法人間で、契約をベトナム現地法人に移譲する旨を規定した契約書の附録も準備する必要がある。

### 外国契約者税が賦課される場合の取り扱い

当該費用が、外国法人または外国人が行った役務提供に対する支払いの立替払いである場合、外国契約者税の課税対象となる<sup>5</sup>。付随する実費（飛行機代、ホテル代等）も課税対象となる。

親会社と外国法人または外国人間で締結された契約上、外国契約者税の記載がない場合、当該契約金額は外国契約者税抜きのネット金額として取り扱い、外国契約者税上、グロスアップ計算した金額について外国契約者税を計算する必要があるため注意が必要である。その場合、ベトナム子会社で外国契約者税を負担することになり、当該法人税部分は法人税上損金算入が可能であり、付加価値税部分は外国契約者税の銀行送金証明書を証憑として仕入税額控除が可能である。

親会社と外国法人または外国人間で締結されたサービス契約については、外国契約者税上、税務局に登録することが必要なため、ベトナム語翻訳版を用意することも忘れてはならない。通常、当該サービス契約の登録期日は契約締結後 10 営業日と規定されている<sup>6</sup>が、ベトナム子会社設立に関するサービス契約の場合、ベトナム子会社設立後に遅滞なく登録する場合、10 営業日を過ぎていても現時点で罰金は課されていない。

<sup>5</sup> 通達第 60/2012/TT-BTC 第 1 条第 1 項

<sup>6</sup> 通達 80/2012/TT-BTC 第 4 条

### 立替金の返済送金処理手続き

ベトナムでは元来、海外送金が難しく、設立費用の親会社への返済送金も同様であった。さらに昨今、大量の書類を提出し中央銀行の送金許可を得ることが求められるようになっており、親会社への送金がいっそう難しくなっている。取扱銀行ごとに求められる書類が異なるため、親会社が立て替えた設立費用がある場合には、事前に取扱銀行に必要書類を確認する必要がある。

なお、1年以上未返済の立替金は、親会社に対する借入期間1年以上の借入金とみなされ、中央銀行の登録も必要となる。

さらに難しくなった海外返済送金の実務的な打開策としては、場合によっては当該立替債権をベトナム子会社に親会社が現物出資することを認められるケースもあるようだが、これも難しいものとする。また、他の選択肢として、将来親会社に対して発生する売掛債権と相殺する方法があげられる。ただし売掛債権との相殺についても、中央銀行の許可を求められる場合があるので、取扱銀行に事前に当該相殺処理について確認することをお勧めする。したがって、子会社設立前の費用については可能な限り親会社で負担し、最低限請求せざるを得ない費用項目だけについて海外送金に挑戦するのが現実的な解決策になるのではないかと考える。

### 子会社設立前費用のベトナム会計上の取り扱い

ベトナムの会計上、設立前費用は長期前払費用<sup>7</sup>に計上し、3年以内で償却することが可能であ

<sup>7</sup> ベトナム会計システム上の勘定番号:242

る<sup>8</sup>。したがって、投資ライセンス発行前に発生した費用については、発生時に一括費用計上することも、資産計上して3年以内で償却することも可能である。この場合の3年以内の償却とは月数での均等償却となる。

## 総括

昨年ほどの勢いはないが、いまだ日本からの進出意欲は高いレベルで続いており、13年もベトナムにおける日系企業の進出の数は多いものと推測される。そして、ベトナム子会社設立時に生じる費用の負担関係は、どの企業にとっても悩ましい問題である。

子会社設立費用を日本親会社が負担する場合、現時点では、日本の実務上、損金として処理しているケースが多い。したがって、ベトナムでの損金算入に必要な証憑の入手が難しい場合、あるいは外国契約者税が課せられるような場合、および海外送金が難しいような場合には、当該設立費用は可能な限り日本の親会社が負担することをおすすめする。

※次回は第28号に掲載します。

**實原 享之**  
(じつはら たかゆき)

代表取締役社長  
ベトナム／米国公認会計士  
I-GLOCAL CO., LTD.



2007年神戸大学工学部建設学科卒。一部上場不動産事業会社にて営業と経理を2年間経験後、米国公認会計士試験に合格し、09年I-GLOCAL入社。10年ベトナム公認会計士試験合格。現在、会計・税務・法務アドバイザー及び会計監査サービスを通じ、ベトナム進出日系企業を支援している。

<sup>8</sup> ベトナム会計基準04第48項及び通達第45/2013/TT-BTC第3条第3項

# Business 【China】解説・中国ビジネス法務 第10回

## 「外国人出入国管理条例」

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

### 一 「外国人出入国管理条例」の体系的位置付け

「外国人出入国管理条例」<sup>1</sup>(国务院令第637号、2013年7月12日公布、同年9月1日施行。以下「本条例」)は、同年7月1日に施行された「出入国管理法」<sup>2</sup>(主席令第57号、以下「57号令」)に応じて制定されたもので、57号令をより明確にする内容となっています。本条例の重要なポイントについては、以下二で述べるとおりです。

### 二 「外国人出入国管理条例」のポイント

#### 1. 一般査証の細分化

これまでの「外国人出入国管理法実施細則」(国务院令第575号令、以下「575号令」)(10年4月24日公布、同日施行)では、入国の目的に応じて、8種類の一般査証が規定されました。(575号令第4条)。

この点、本条例は、当該8種類の分類をベースとしつつ、①短期の商用に必要な査証を本来のF査証から独立させてM査証とし、

②親族訪問に必要な査証を本来のL査証から独立させ、中国国内に居住する外国人への親族訪問に必要な査証をS査証、外国籍中国人による親族訪問をQ査証とし、③その他私用のための査証をL査証からS査証に移し、更に④人材誘致用のR査証を新設しました。

前記の調整により、一般査証の種類は従来の8種類から12種類になりました(本条例第6条)。これまでの8種類の査証及び本条例の12種類の査証の一覧表は、以下のとおりです。

575 号令(8 種類)	本条例(12 種類)
C 査証(乗務ビザ)	C 査証(乗務ビザ)
D 査証(定住ビザ)	D 査証(定住ビザ)
F 査証 (視察、商用、会議ビザ)	F 査証(視察、会議ビザ)
G 査証(トランジットビザ)	M 査証(商用ビザ)
J 査証(記者ビザ)	G 査証(トランジットビザ)
L 査証(観光ビザ)	J 査証(記者ビザ)
X 査証(留学ビザ)	L 査証(観光ビザ)
Z 査証(就労ビザ)	Q 査証(中国国内の外国人への親族訪問ビザ)
	S 査証(外国籍中国人による親族訪問ビザ)
	X 査証(留学ビザ)
	Z 査証(就労ビザ)
	R 査証(高度人材ビザ)

<sup>1</sup> 中华人民共和国外国人入境出境管理条例

<sup>2</sup> 中华人民共和国出境入境管理法

## 2. 外国人雇用者の報告義務の明確化

575 号令は、外国人を雇用する者または外国人留学生の受入単位による所在地公安機関へ報告義務を規定していましたが(57 号令第 45 条)、この点について、本条例は、当該報告義務の内容をさらに明確化にしました。

具体的には、①雇用した外国人が離職し、若しくは就業地域を変更した場合、②受け入れた外国人留学生が卒業等により受入単位から離れる場合、または③雇用した外国人、受け入れた外国人留学生が出入国管理規定を違反した場合、もしくは死亡、行方不明等になった場合のいずれかに該当する場合には、外国人を雇用した者または外国人留学生の受入単位は、直ちに所在地の県級以上の公安機関出入国管理機構に報告しなければならないと規定しました(本条例第 26 条)。

なお、本条例の施行により、575 号令は廃止されました。

### 三 若干の考察

本条例の制定の背景には、中国の経済発展に伴って多数の外国人が中国に訪問または居住することとなったものの、当該外国人の一部は不法に滞在するなどさまざまな問題を引き起こしており、当局がこれらの外国人に対してより厳格な管理を行おうとしていることが挙げられます。

したがって、本稿執筆(13 年9月 12 日)時点では必ずしも実務上の取り扱いが明らかでない部分があるものの、短期の商用に必要な査証を本来の F 査証から独立させて、新たに M 査証としたことなどに鑑みれば、M 査証の取得または更新に関する審

査がより厳格に行われることも当然に予想されます。今後、M 査証を取得する必要のある日系企業は、時間的に十分な余裕をもって M 査証の取得または更新を申請すること、および当局の要求する書類を十分に用意すること等、十分な対応を行うことが望ましいかと思われます。

なお、公安部出入国局の責任者によれば、今後、年度内を目安に更なる細則を公布する予定とのことですので、今後、外国人の出入国に対する管理が厳格化されることが予想されることも踏まえ、外国人の出入国管理に関連する法令の動向に注視する必要があるものと思われます。

※次回は第 28 号に掲載します。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

**山口 健次郎**

森・濱田松本法律事務所  
弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加、現在に至る。



【China】

## 「广东省工会経費の納付管理に関する暫定弁法」の解説

潘 立冬、楊 金海 敬海法律事務所

### はじめに

广东省工会<sup>1</sup>総会、广东省地方税務局および中国人民銀行広州支店は2013年4月11日、共同で「广东省工会経費の納付管理に関する暫定弁法」<sup>2</sup>(以下、「本弁法」)を公布し、同年7月1日に施行した。本弁法では、工会または工会設立準備組織をいまだ設立していない企業に対しても工会設立準備金を徴収すると定められており、注目を集めている。本稿では、本弁法について概要を説明する。

### 1、主な内容

本弁法の主な内容としては、「工会経費は地方税務部門が代理徴収する」、「開業または設立して満6カ月が経過しても工会を設立していない企業は工会設立準備金を納付しなければならない」、「滞納する企業に対して、地方总工会が先頭に立ち、地方税務部門と共に追徴を行う」等が挙げられる。また、滞納企業が追納期間内に工会経費を納付しない場合、地方工会は企業所在地の人民法院に支払命令、訴訟、強制執行を申し立てることができるようになっている。

工会経費および工会準備金の算出基準は、工会法の規定と同様、従業員総賃金の2%である。

これに対し、既に工会を設立済みの企業は、この基準でこれまでも工会経費を納めてきたわけであるから、本弁法の施行により負担増を強いられることはない。ただ、地方税務部門を通すという納付プロセスが変わるだけである。むしろ本弁法により影響を受けるのは、開業から満6カ月が過ぎていながら、いまだ工会を設立していない企業である。そのような企業もまた、従業員総賃金の2%にあたる金額を「工会設立準備金」として納入しなければならなくなったからである。

なお、本弁法施行後の8月12日、广东省总工会より「25人未満で工会組織を設立していない企業からは工会経費を徴収しないことに関する通知」<sup>3</sup>が發布され、国务院の小規模企業の支援政策に基づき、25人未満で、工会組織を設立していない企業からは工会経費を徴収しないことになった。ちなみに、既に工会経費を申告した該当企業は、13年10月1日から半年以内に返金手続きを行うことができるとされている。つまり、従業員人数が25人未満であれば、工会設立準備金の納入義務の適用対象外となる。

したがって、本弁法の施行により、従業員総賃金の2%に相当する金額を新たに支出することになるのは、開業から満6カ月が経ち、いまだ工会を設立していない、従業員が25人以上の企業ということになる。

<sup>1</sup> いわゆる労働組合を指す。工会の組織、権利・義務等については「工会法」に規定されている。

<sup>2</sup> 广东省工会经费收缴管理暂行办法 (粤工总[2013]63号)

<sup>3</sup> 省总工会关于暂不向不足二十五人尚未建立工会组织的企业收缴工会经费的通知

## 2、法的効力

実は、規範性規定に過ぎない本弁法による、「開業または設立満6カ月が経ちながら、工会を設立していない企業に対する工会設立準備金の徴収および強制執行」という規定は、「工会法」および「広東省『工会法』実施弁法」の関連規定と矛盾している点があり、その適法性については解釈上の争いが存在している。

国の法律である「工会法」は、工会経費について「すでに工会を設立した組織は月ごとに、従業員全員の賃金総額の2%を工会経費として納付するものとし、納付不足またはその納付を拒絶した場合、現地の人民法院に支払命令、強制執行を申し立てることができる」と規定している。しかし、工会設立準備金の納付に関する規定、および納付不足またはその納付を拒絶した場合に現地の人民法院に支払命令、強制執行を申し立てることを認める規定は存在しない。

また、地方規定である「広東省『工会法』実施弁法」における工会経費に関する規定は「工会法」に準じている。その中で、工会設立準備金の徴収に関する規定が加えられているが、工会設立準備組織が成立した日からの徴収となっていて、工会設立準備組織が設置されていない場合に工会設立準備金を納付すべきか否か、また、この場合の支払命令および強制執行の申請については規定されておらず、人民法院に支払命令および強制執行を申請できるのは、工会経費の納付を遅延、または拒絶した場合に限るものとしている。

更に、05年12月19日発布の「税務機関の費用徴収項目の強化管理に関する通知」<sup>4</sup>(国税発

[2005]160号)第2条には、各級税務機関は、財政部、国家发展改革委员会の「行政事業性徴収項目審査管理暫行弁法の発布に関する通知」<sup>5</sup>(財総[2004]100号)を厳格に実施し、権力義務を明確にし、法の定めに従い、業務を展開しなければならない、法律法規により設定され、かつ、国务院および関連部門および省級政府に規定され、または許可権限に基づいて定められた徴収項目のみ徴収することができ、その他の徴収項目について徴収してはならない、と定められている。これによると、工会経費および工会設立準備金は、法律法規の定め、国务院および関連部門および省級政府が関連規定および許可権限に基づいて定めた徴収項目には属さないため、税務部門は当該項目経費を徴収してはならないことになる。

以上のとおり、本弁法は、法律上の根拠が欠けている部分が存在する。したがって、もし必要とみなすのであれば、企業は直接またはその他の組織を通して、「広東省行政機関規範性文書管理規定」第21条に基づき、広東省人民政府に対し、本弁法の合法性について審査意見を求めることも可能である。審査意見を求めた場合、広東省人民政府法制弁公室は、法定期間内である15業務日以内にそれを処理し、かつ、審査意見を要求した者に回答しなければならないことになっている。ただし、実務上、この通りの対応がなされた例は少ない。

## 3、実施状況

最近、広東省の地方工会または地方税務部門が、続々と工会経費に関する徴収規定を発布している。

<sup>4</sup> 国家税务总局关于加强税务机关代收费项目管理的通知(国税发[2005]160号)

<sup>5</sup> 财政部 国家发展改革委 关于发布《行政事业性收费项目审批管理暂行办法》的通知(财综[2004]第100号)

例えば、広州市地方税務局は「地方税務局より  
工会経費の徴収に関する通知」を發布し、各納付  
企業は、毎月 15 日の前に所轄地税務機関に納  
税申告を行い、前月の工会経費を一括して納付  
しなければならず、税務局窓口またはネット納付  
申告を通して申告を行うこととしている。また、窓  
口で申告する場合、納付企業は「広東省地方税  
収納税申告書(総合)」に記入し、部門所在地の  
地方税務部門機関の税務服務庁で申告納付を  
行い、ネット申告の場合、納付企業が地稅サイ  
ト申告システムの「非検査定税種申告」を通し  
て納付申告を行うこと、としている。

また、仏山市総工会は「仏山市工会経費地稅  
徴収管理手続き」を發布し、各納付企業は地方  
税務部門と「委託銀行の地方税代理納付協議」を  
締結し、所轄地方税務機関は納税口座から直接、  
工会経費を控除するとしている。さらに「控除協  
議書」を締結していない、または直接控除でき  
なかつた納付企業については、納付期間内に所  
轄地方税務機関で納付手続きを行い、「控除協  
議」を締結する必要がある納付企業は、所轄  
地方税務機関において規定に基づいて手続きを  
行うこと、とし

ている。

### まとめ

本弁法の法的効果には議論の余地はあるもの  
の、実務的な立場から考えると、各企業は本弁  
法への対応を考慮せざるを得ない状況に置かれ  
ている。既に工会を設立済みの企業が大きな影  
響を受けることはないが、工会経費の納付方法  
がこれまでと異なるため、各地方税務部門の通  
知内容に則った手続きを行う必要がある。一方、  
工会をまだ設立していない従業員 25 人以上の  
企業は、遅かれ早かれ、工会設立準備金または  
工会経費を予算に組み込む必要があるだろう。中  
国では各地域が実際の状況に応じて法律法規の  
実施措置をとることが多いため、各地域により  
本弁法の執行状況に差異が生じることが予想さ  
れる。各企業はそれぞれの所在地の地方工会お  
よび地方税務部門による関連通知および「本弁  
法」の実施状況に注意を払い、それらを十分  
に把握しながら対応していくことが肝要であら  
う。

※次回は第 26 号に掲載します。



**潘 立冬**  
パートナー弁護士  
ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了  
(国際法専攻)、1998 年弁護士登録。米国セントルイス  
・ワシントン大ロースクール修了(保険法、銀行商  
事法、会社法等を専攻)。商法、海商・海事、国際貿易、  
中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、  
商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に  
関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設  
立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、  
仲裁・訴訟に多数従事している。



**敬海法律事務所**  
WANG JING & CO. Law Firm

**楊 金海**  
弁護士



黒龍江省鶏西大学日本語学科、及び中山大学法学部  
卒業。日系企業にて計 17 年間、法務・人事業務に従  
事。国家司法試験合格後、2011 年より敬海法律事務  
所に勤務。日本語能力と長年に渡る日系企業での勤  
務経験を活かし、労務管理、社内規則制度確立、労働  
紛争解決、会社法実務、契約書起草・確認等のリーガ  
ルサービスを華南地区の日系企業を対象に提供してい  
る。



## アジア経済情報

# アジア概況

～景気拡大が続くも、ペースは緩やかに～

稲垣 博史 みずほ総合研究所

### 2013年2Qの成長率は上昇したが、景気に停滞感

2013年4～6月期(以下、2Q)のアジア経済を振り返ると、成長率は上昇した国が目立ったものの(図表1)、みずほ総合研究所で見込んでいたほどの水準には達せず、全体に停滞感が漂った。中国で在庫調整が発生したことに伴って対中輸出が伸び悩んだことや、米国のQE3(量的金融緩和第3弾)縮小観測の台頭に伴って金融市場が動揺する中(詳細後述)、企業や消費者のマインドが慎重化したことなどが背景にある。

中国の実質GDP成長率は、小幅に低下した。個人消費は加速したとみられるが、公共投資の息切

れに伴って総固定資本形成の伸びが鈍化したほか、元高の加速等の影響で輸出が伸び悩んだ。

リーマン・ショック後の世界的な不況に際し、中国は4兆元の景気対策を打ち出し、内需拡大によってアジアを含む世界経済を下支えした。しかし、大規模な景気対策の副作用として生じた不動産投資や生産能力過剰の問題に対処するため、中国政府は過剰投資抑制姿勢を鮮明にしている。このため、当面の景気は減速傾向となろう。

NIEsをみると、成長率は全ての国・地域で上昇した。香港を除き、輸出と個人消費の増加が景気を下支えした。ただし、台湾の成長率はみずほ総合研究所の当初予想を下回っており、景気は力強さを欠いている。

ASEAN5経済を見ると、タイは2四半期連続のマイナス成長、インドネシアとフィリピンは減速した。マレーシアの成長率は上昇したが、政府消費の増加などが要因で、輸出などの最終需要は力強さを欠く。

インドの実質GDP成長率は減速した。ルピーが大きく下落する中、個人消費の伸びが鈍化し、総固定資本形成と財貨・サービスの輸出がマイナスとなるなど、経済は停滞感を強めた。

図表1 実質GDP成長率

	(前期比年率%)						
	2011	2012				2013	
	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
韓国	1.5	3.3	1.2	0.2	1.1	3.4	4.5
台湾	▲4.6	5.7	▲0.0	3.0	7.1	▲2.5	2.3
香港	2.1	1.0	▲0.4	4.3	5.7	0.9	3.2
シンガポール	▲2.3	7.8	0.1	▲4.6	3.3	1.7	15.5
タイ	▲37.5	53.7	10.1	7.9	11.4	▲6.5	▲1.4
マレーシア	5.1	7.3	5.1	4.0	9.2	▲1.4	5.5
フィリピン	7.5	9.7	5.4	7.0	7.8	9.6	5.7
(参考)オーストラリア	2.6	5.4	1.9	3.2	2.7	2.2	2.4
	(前年比%)						
中国	8.9	8.1	7.6	7.4	7.9	7.7	7.5
インドネシア	6.5	6.3	6.4	6.2	6.1	6.0	5.8
ベトナム	6.1	4.6	4.8	5.1	5.4	4.8	5.0
インド	6.0	5.1	5.4	5.2	4.7	4.8	4.4

(資料)各国統計

**13 年後半の景気は緩やかに回復、14 年は加速**

13 年後半の経済を展望すると、米国経済の緩やかな回復が続く中、輸出主導の景気拡大は続くともみている。ただし、QE3 縮小が現実味を帯びており、後述するように一部の国・地域でその悪影響が本格化していることや、中国経済減速の悪影響が当面続くことなどから、輸出増加のテンポは緩やかなものに留まろう。香港をはじめ、NIEs は全般に対中輸出依存度が高いため、中国減速により大きな下押し圧力を受けるであろう。ASEAN でも、化学を主力対中輸出品目とするタイなどには、比較的大きな悪影響が及ぶとみられる。このため、13 年の実質 GDP 成長率は、総じて本誌 24 号(7・8月号)で考えていたほど高くないと考えられる。

14 年は、先進国経済の持ち直しがより鮮明になることに加え、中国経済の減速ペースが緩やかになるため、輸出は加速するであろう。輸出関連が主導する形で、総固定資本形成も回復することが見込まれる。また、輸出や総固定資本形成の回復を受け、雇用・所得環境が改善し、個人消費も加速すると予想する。

**QE3 縮小観測が台頭、アジア諸国でトリプル安**

5月22日、FRBのバーナンキ議長は、QE3の年内縮小の可能性に言及した。これを契機に、リスクマネーの供給が伸び悩むとの見方が広がった結果、アジアを含む広範な新興国においてトリプル安(為替レート・株価・債券の下落)が進行した。アジア諸国の対ドル為替レートを見ると、経常赤字問題を抱えるインドのルピーや、成長期待から買われていた一部のASEAN通貨が特に大きく下落した(図表2)。

図表2 対ドル為替レート上昇率

(単位: %)

	5月22日 以降8月 末まで	5月22日 以降6月 末まで	6月末 以降8月 末まで
インド・ルピー	▲ 16.6	▲ 7.0	▲ 10.3
インドネシア・ルピア	▲ 10.6	▲ 1.7	▲ 9.1
マレーシア・リンギ	▲ 8.5	▲ 5.1	▲ 3.7
(参考)オーストラリア・ドル	▲ 8.4	▲ 5.1	▲ 3.5
フィリピン・ペソ	▲ 7.7	▲ 4.7	▲ 3.1
タイ・バーツ	▲ 7.1	▲ 4.3	▲ 3.0
シンガポール・ドル	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8
ベトナム・ドン	▲ 0.7	▲ 0.8	0.1
台湾ドル	▲ 0.1	▲ 0.5	0.5
香港ドル	0.1	0.1	0.0
中国・人民元	0.3	0.2	0.1
韓国・ウォン	0.4	▲ 2.5	2.9

(資料)CEIC Data

6月終盤以降、こうしたアジア市場の動揺はいったん収束した。しかし8月後半に入ると、QE3 縮小観測がいつそう強まる中、シリア情勢が緊迫化した。一部アジア諸国の経常収支などが悪化したこともあいまって、インド・ルピーと多くの ASEAN 通貨が再度下落した。

**QE3 縮小後、大部分の国で景気回復の見込み**

既に見た通り、QE3 縮小観測の高まりは、アジア通貨にとり下落圧力となっているが、これは対米輸出を拡大する要因となる。また、QE3 が縮小される場合、米国では雇用環境の改善が続いているはずで、従って米国の個人消費は堅調に拡大する見通しとなる。

以上の状況を踏まえると、大部分のアジア諸国では、対米輸出主導の景気回復が見込まれる。景気回復が確かなものとなれば、株価もいずれ持ち直す見通しであり、債券安による金利上昇の悪影響についても限定的なものとなろう。また、金利上昇の悪影響が大きい場合、多くの国では、金融緩和を実施することも可能だろう。

図表3 消費者物価指数

(単位:前年比%)

	13/02	13/03	13/04	13/05	13/06	13/07
中国	3.2	2.1	2.4	2.1	2.7	2.7
韓国	1.4	1.3	1.2	1.0	1.0	1.4
台湾	3.0	1.4	1.0	0.7	0.6	0.1
香港	4.4	3.6	4.0	3.9	4.1	6.9
シンガポール	4.9	3.5	1.5	1.6	1.8	1.9
インドネシア	5.3	5.9	5.6	5.5	5.9	8.6
タイ	3.2	2.7	2.4	2.3	2.3	2.0
マレーシア	1.5	1.6	1.7	1.8	1.8	2.0
フィリピン	3.4	3.2	2.6	2.6	2.7	2.5
ベトナム	7.0	6.6	6.6	6.4	6.7	7.3
インド	10.9	10.4	9.4	9.3	9.9	9.6
(参考)オーストラリア	2.5		2.4			

(資料)各国統計

図表4 経常収支

(単位:GDP比%)

	2012				2013	
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6
中国	1.4	2.8	3.6	1.7	2.5	2.3
韓国	1.0	4.0	5.1	4.9	3.5	6.7
台湾	9.6	9.6	10.0	12.6	9.3	11.9
香港	1.1	▲ 1.4	6.0	3.1	▲ 0.3	N.A.
シンガポール	20.8	19.3	19.9	14.5	16.2	20.0
インドネシア	▲ 1.5	▲ 3.7	▲ 2.4	▲ 3.6	▲ 2.6	▲ 4.4
タイ	1.1	▲ 3.5	2.5	0.2	1.2	▲ 5.1
マレーシア	7.4	3.4	4.1	9.4	3.7	1.1
フィリピン	0.7	3.7	3.7	3.1	5.3	N.A.
ベトナム	11.4	5.4	6.0	4.6	N.A.	N.A.
インド	▲ 4.4	▲ 4.0	▲ 5.0	▲ 6.5	▲ 3.6	N.A.
(参考)オーストラリア	▲ 3.8	▲ 3.0	▲ 4.0	▲ 4.0	▲ 2.3	▲ 2.4

(注)オーストラリアは季節調整値。

(資料)各国統計、IMF

ただし、QE3 縮小の悪影響が大きい国もある。

第1に、自国通貨を米ドルに連動させている香港とベトナムだ。通貨は強いドルに連動するため、輸出にはむしろ下押し圧力がかかるだろう。また、通貨の対ドル連動を維持するためには、自国通貨安の要因となる経常収支悪化やインフレを回避しなければならないため、財政・金融政策に強い制約が及ぶ。このため、内需も抑制される恐れがある。

第2に、インフレ率が高いインドとインドネシアだ(図表3)。通貨が下落すると、インフレ圧力がいっそう高まってしまうため、自ずと緊縮的な財政・金融政策を迫られる。インフレの背景には生産能力不足があるため、通貨下落に伴う輸出拡大にも、あまり多くは期待できない。また両国とも、経常収支が大幅な赤字であるため(図表4)、外貨の借入により赤字分を埋めなければならないが、リスクマネーの供給が鈍化しているため借入は容易ではない。

このため、QE3 縮小に伴う通貨への下落圧力は、相対的に大きなものとなるという点にも注意が必要である。

図表5 アジア経済見通し総括表

(単位: %)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(予測)	(予測)
アジア	6.0	9.5	7.5	6.1	5.8	5.8
中国	9.2	10.4	9.3	7.7	7.4	7.2
NIEs	▲ 0.7	8.4	4.1	1.7	2.3	3.0
韓国	0.3	6.3	3.7	2.0	2.3	3.0
台湾	▲ 1.8	10.8	4.1	1.3	2.2	3.1
香港	▲ 2.5	6.8	4.9	1.5	2.7	2.9
シンガポール	▲ 0.8	14.8	5.2	1.3	2.2	2.9
ASEAN5	1.6	7.0	4.4	6.1	4.9	4.9
インドネシア	4.6	6.2	6.5	6.2	5.6	5.1
タイ	▲ 2.3	7.8	0.1	6.5	2.6	4.3
マレーシア	▲ 1.5	7.4	5.1	5.6	4.0	4.5
フィリピン	1.1	7.6	3.6	6.8	7.0	5.6
ベトナム	5.3	6.8	6.0	5.0	5.1	5.4
インド	6.5	9.7	7.5	5.1	4.5	4.7
オーストラリア	1.5	2.6	2.4	3.7	2.5	2.8

(注) 1. 実質GDP成長率(前年比)。

2. 平均値はIMFによる2011年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料)各国統計、みずほ総合研究所

### アジアの成長率は13年に減速、14年に横這い

以上の点を踏まえ、13年の実質GDP成長率は、中国が+7.4%、NIEsが+2.3%、ASEAN5が+4.9%、インドが+4.5%、14年は、中国が+7.2%、NIEsが+3.0%、ASEAN5が+4.9%、インドが+4.7%と予測した(図表5)。

## Back Issues

## 2012年12月発行 第18号

- ・《みずほカオールセミナー・レポート》中国経済の動向と今後の事業戦略
  - ◆ 安定成長を図る中国経済
  - ◆ 中国事業戦略について
- ・日系企業にとっての香港上場(後編)
- ・India: インドの税制[41] インドの主要な間接税スキーム(1)
- ・Vietnam: ベトナム改正労働法の概要
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[6] 外商投資企業にかかる持分出資に関する商務部の暫定規定
- ・China: 「単一用途商業プリペイドカード業務管理弁法(試行)」の解説
- ・アジア各国・地域主要経済指標 ～金利編～

## 2013年1/2月発行 第19号

- ・2013年香港賃金動向
- ・住宅市場は引き続き過熱か ～ 2013年香港施政報告より
- ・India: インドビジネス最新情報[3] インド外国直接投資(FDI)規制の変遷(後編)
- ・Vietnam: 法人所得税関連通達の解説(前編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[39] 住宅積立金の納付および執行の現状
- ・Hong Kong: 国際税務講座[24] 香港における統括会社創設による統括会社優遇税制の活用
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2013年3月発行 第20号

- ・中国の橋頭堡戦略と雲南省の魅力(1)
- ・10年を迎えるCEPAの現状
- ・India: インドの税制[42] インドの主要な間接税スキーム(2)
- ・Vietnam: ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(前編)
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[7] 家庭用自動車製品の修理、交換、返品責任規定
- ・China: 改正「宅配市場管理弁法」の解説

## 2013年4月発行 第21号

- ・香港10大インフラプロジェクトの現状
- ・中国の橋頭堡戦略と雲南省の魅力(2)
- ・India: インドビジネス最新情報[4] インドでの合弁会社の事業運営における留意点～合弁企業を成功させるための仕組みづくり～
- ・Vietnam: 法人所得税関連通達の解説(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[40] 「広東省労働保障監察条例」の影響
- ・Hong Kong: 国際税務講座[25] 事業承継税制の見直し～平成25年度税制改正大綱より～
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2013年5月発行 第22号

- ・台湾における人民元決済の解禁と展望
- ・【華南3大プロジェクト・シリーズ②】マカオとの連携探る珠海・横琴新区の現状

- ・India: インドの税制[43] 2013年度インド税制改正の概要
- ・Vietnam: ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(後編)
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[8] 「国務院による機構設置に関する通知」および「国務院機構改革及び職権轉換方案の任務実施の分担に関する通知」
- ・China: 「広東省模倣劣悪品生産・販売違法行為取締条例」(2012年改正)の解説
- ・アジア経済情報: インドネシア

## 2013年6月発行 第23号

- ・トレードファイナンスの活用～リスクヘッジから財務改善まで～
- ・【華南3大プロジェクト・シリーズ③】国家級新区となった広州・南沙新区の現状と展望
- ・India: インドビジネス最新情報[5] インドにおける非公開会社の資金調達の実務～強制轉換社債を中心に～
- ・Vietnam: 法人所得税(法人税)の優遇
- ・China: 中国ビジネス法律講座[41] 中国における知的財産権司法保護の強化～裁判所が公布した案件より～
- ・Hong Kong: 国際税務講座[26] 国外財産調書制度の取り扱い通達の公表
- ・アジア経済情報: インド

## 2013年7/8月発行 第24号

- ・ASEANシフトへと舵を切る日本企業(1)～2013年2月アジアビジネスアンケートより～
- ・13年上期の為替市場と下期の見通し
- ・中国における電子手形サービス
- ・India: インドの税制[44] インド法人からのロイヤルティー・技術役務提供報酬受領時における外国法人のコンプライアンス～居住者証明書(TRC)の取得実務を中心に～
- ・Vietnam: ロイヤルティーに関する実務上の留意点～日越双方の税務リスクの観点から～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[9] 「消費者権益保護法修正案(草案)」
- ・China: 「改正職業病診断および検査に関する管理規則」に関する解説

アジア経済情報: アジア概況

## 2013年9月発行 第25号

- ・カンボジアの現状と日系企業の進出動向
- ・ASEANシフトへと舵を切る日本企業(2)～2013年2月アジアビジネスアンケートより～
- ・India: インドビジネス最新情報[6] 新会社法～一人会社について～
- ・Vietnam: 法人所得税(法人税)法の改正
- ・China: 中国ビジネス法律講座[42] 国家級ハイテク企業の認定
- ・Hong Kong: 国際税務講座[27] 中国におけるサービスPE
- ・アジア経済情報: ベトナム

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

**免責事項**

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

**みずほ銀行 香港営業第一部**

**中国アセアン・リサーチアドバイザリー課**

**TEL (852) 2102-5486**

**直投支援部(日本)**

**TEL (03) 3596-6810**

**産業調査部アジア室(在シンガポール)**

**TEL (65) 6416-0344**

**One MIZUHO**  
Building the future with you